

第3回嬉野市議会定例会議案

令和7年8月29日提出

嬉 野 市

報告 番号	提出年月日	報 告 名	頁
8	令和7年8月29日	令和6年度嬉野市一般会計継続費精算報告書について	別冊
9	〃	令和6年度嬉野市健全化判断比率の報告について	〃
10	〃	令和6年度嬉野市資金不足比率の報告について	〃
11	〃	議決事件に該当しない契約の報告について	〃

議案 番号	提出年月日	議 案 名	頁
45	令和7年8月29日	嬉野市入湯税基金条例について	1
46	〃	嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例について	4
47	〃	嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	19
48	〃	嬉野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	22
49	〃	嬉野市都市計画マスタープラン・緑の基本計画策定委員会条例及び嬉野市立地適正化計画策定委員会条例の一部を改正する条例について	26
50	〃	令和7年度嬉野市一般会計補正予算（第4号）	別冊
51	〃	令和7年度嬉野市下水道事業会計補正予算（第2号）	〃
52	〃	令和6年度嬉野市一般会計歳入歳出決算認定について	〃
53	〃	令和6年度嬉野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃
54	〃	令和6年度嬉野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	〃
55	〃	令和6年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について	〃
56	〃	令和6年度嬉野市下水道事業会計決算の認定及び利益剰余金の処分について	〃
57	〃	財産の取得について	29

報告第 8 号

令和 6 年度嬉野市一般会計継続費精算報告書について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 5 条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

嬉野市長 村上 大祐

令和 6 年度嬉野市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年割額	左 の 財 源 内 訳				支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他			国県支出金	地 方 債	そ の 他			国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 民生費	2 児童福祉費	子ども・子育て支援事業計画策定	令和5	円 3,113,000	円	円	円	円 3,113,000	円 3,058,000	円	円	円	円 3,058,000	円 55,000	円	円	円	円 55,000
			6	3,410,000				3,410,000	3,322,000				3,322,000	88,000				88,000
			計	6,523,000				6,523,000	6,380,000				6,380,000	143,000				143,000
1 1 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	市道永尾線地すべり災害復旧事業	令和4	円 1,000,000	円	円	円	円 1,000,000	円 1,000,000	円	円	円	円 1,000,000	円	円	円	円	円
			5	273,000,000	172,522,000	77,500,000		22,978,000	273,000,000	172,522,000	77,500,000		22,978,000					
			6	124,000,000	34,547,000	15,500,000		73,953,000	122,138,600	38,277,000	15,500,000		68,361,600	1,861,400	△ 3,730,000			5,591,400
			計	398,000,000	207,069,000	93,000,000		97,931,000	396,138,600	210,799,000	93,000,000		92,339,600	1,861,400	△ 3,730,000			5,591,400

報告第9号

令和6年度嬉野市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和7年8月29日提出

嬉野市長 村上 大祐

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	8.2	—

※「—」は比率が算定されないことを表している。

報告第10号

令和6年度嬉野市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和7年8月29日提出

嬉野市長 村上 大祐

会計の名称	資金不足比率(%)	備 考
嬉野市下水道事業会計	—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第1号の規定により事業の規模を算定

※「—」は比率が算定されないことを表している。

議決事件に該当しない契約の報告について

嬉野市議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例（平成 2 6 年嬉野市条例第 4 1 号）第 2 条の規定により下記のとおり報告する。

令和 7 年 8 月 2 9 日 提出

嬉野市長 村上 大祐

記

予定価格 2 0 0 万円以上の工事又は製造の請負契約（第 2 条第 1 項関係）

番号 令和 7 年 第 3 回 定例会	所管課名	契約の名称	履行 の 場所	契約の金額 (円)	契約 の 方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
1	建設課	7改第2号 市道式南橋山ノ神線道路改良工事	塩田町大字 大草野地内	5, 445, 000	指名競争入札	嬉野市塩田町大字五町田甲269 山口建設(株) 代表取締役 山口 貞彦	令和7年7月30日	令和7年7月30日 ～ 令和7年10月31日
2	建設課	7改第3号 市道兎鹿野線道路改良工事	嬉野町大字 下野地内	9, 405, 000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙969-1 中野建設(株) 代表取締役 中野 淳一	令和7年7月29日	令和7年7月29日 ～ 令和7年11月28日
3	建設課	6繰改第1号 市道大畑内野山線道路改良工事	嬉野町大字 下宿地内	21, 197, 000	指名競争入札	唐津市北波多徳須恵1417-1 日本建設技術(株) 代表取締役 中村 宜彦	令和7年7月30日	令和7年7月30日 ～ 令和8年1月30日
4	建設課	7社第1号 市道第一鍋野線道路防災工事	塩田町大字 馬場下地内	19, 283, 000	随意契約	嬉野市塩田町大字久間甲477-1 大川内建設(株) 代表取締役 大川内 学	令和7年6月4日	令和7年6月4日 ～ 令和7年11月19日
5	建設課	7道第4号 鳥坂橋橋梁補修工事	塩田町大字 谷所地内	24, 640, 000	指名競争入札	嬉野市塩田町大字真崎1750 (株)成富建設 代表取締役 成富 純一	令和7年7月30日	令和7年7月30日 ～ 令和8年2月27日
6	建設課	令和7年度 急傾斜地崩壊防止事業3地区工事	塩田町大字 馬場下外 2 地区地内	25, 927, 000	指名競争入札	佐賀市開成5丁目4-11 日本地研(株) 佐賀支店 支店長 溝口 陽一郎	令和7年7月30日	令和7年7月30日 ～ 令和8年3月6日

予定価格 2 0 0 万円以上の工事又は製造の請負契約（第 2 条第 1 項関係）

番号 令和 7 年 第 3 回 定例会	所管課名	契約の名称	履行 の 場所	契約の金額 (円)	契約 の 方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
7	環境下水道課	令和7年度 嬉野市営浄化槽事業 R7-005号 浄化槽設置工事	嬉野市塩田 町大字馬場 下地内	7,788,000	指名競争入札	嬉野市塩田町大字真崎1750 (株)成富建設 代表取締役 成富 純一	令和7年5月22日	令和7年5月22日 ～ 令和7年8月15日
8	環境下水道課	令和7年度 嬉野市営浄化槽事業 R7-019号 浄化槽設置工事	嬉野市嬉野 町大字下野 地内	6,600,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下野甲3943-10 (株)小川組 代表取締役 小川 真弘	令和7年7月1日	令和7年7月1日 ～ 令和7年9月12日
9	農林整備課	令和7年度 農業水路等長寿命化・防災減災 事業 谷上ため池廃止工事	嬉野市塩田 町大字五町 田地内	5,797,000	指名競争入札	嬉野市塩田町大字真崎1750 (株)成富建設 代表取締役 成富 純一	令和7年7月15日	令和7年7月15日 ～ 令和8年1月30日
10	教育総務課	令和7年度 嬉野小学校通級指導教室空調 設備改修工事	嬉野町大字 下宿	5,775,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙1307 (有)今西設備 代表取締役 今西 義広	令和7年5月13日	令和7年5月13日 ～ 令和7年6月30日
11	教育総務課	令和7年度 久間小学校市営浄化槽接続工事	塩田町大字 久間	12,364,000	指名競争入札	嬉野市塩田町大字五町田乙4-2 (株)西野設備 代表取締役 西野 和博	令和7年6月30日	令和7年6月30日 ～ 令和7年9月30日
12	教育総務課	令和7年度 轟小学校 築山解体工事	嬉野町大字 岩屋川内	3,245,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下野甲2408-1 (株)信工業 代表取締役 田中 信之	令和7年7月28日	令和7年7月28日 ～ 令和7年9月30日
13	教育総務課	令和7年度 大規模改造（空調）塩田学校給 食センター空調設備改修工事（Ⅰ期）	塩田町大字 馬場下	69,080,000	指名競争入札	鹿島市大字高津原41-3 (株)宮園電工 代表取締役 山下 浩司	令和7年7月2日	令和7年7月2日 ～ 令和8年3月31日
14	教育総務課	令和7年度 大規模改造（空調）嬉野学校給 食センター空調設備改修工事（Ⅰ期）	嬉野町大字 岩屋川内	50,001,600	指名競争入札	佐賀市嘉瀬町大字扇町2360 吉村空調工業(株) 代表取締役 吉村 松代	令和7年7月1日	令和7年7月1日 ～ 令和8年3月31日

- ・履行の場所： 庁内の場合は所属の名称、庁外の場合は実施場所
- ・契約の金額： 消費税を含む契約総額
- ・契約の方法： 一般競争入札、条件付き一般競争入札、指名競争入札、随意契約の別

議案第 4 5 号

嬉野市入湯税基金条例について

嬉野市入湯税基金条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 入湯税の一部を財源として、観光の振興を図ることを目的とした基金を設置するため、条例を制定する必要がある。

嬉野市入湯税基金条例

(設置)

第1条 本市における観光の振興（観光施設の整備を含む。）を図るため、嬉野市入湯税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、嬉野市税条例（平成18年嬉野市条例第51号）第141条の規定により課する入湯税に係る収納額のうち、入湯客の税率の150円を超える部分及び入湯客であって宿泊しないものに課する税率の50円を超える部分に係る額を限度として、毎会計年度の嬉野市一般会計の歳出予算の定めるところによる。

2 前項の規定により積み立てられた基金は、観光費又は観光関連事業費に充当するものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、第1条の目的を達成するために必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

議案第 4 6 号

嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年嬉野市条例第 3 2 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 地方公共団体情報システムの標準化に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年嬉野市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「

7 市長	嬉野市軽度・中度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱（平成 27 年嬉野市告示第 86 号）による軽度・中度難聴児補聴器購入費助成事業に関する事務であって規則で定めるもの
8 教育委員会	嬉野市奨学資金貸与条例（平成 18 年嬉野市条例第 81 号）による奨学金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
9 教育委員会	嬉野市就学援助要綱（平成 18 年嬉野市教育委員会告示第 5 号）による就学援助費の支給等に関する事務であって規則で定めるもの
10 教育委員会	嬉野市特別支援教育就学奨励費交付要綱（平成 27 年嬉野市教育委員会告示第 1 号）による特別支援教育就学奨励費の支給等に関する事務であって規則で定めるもの

」を「

7 市長	嬉野市軽度・中度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱（平成 27 年嬉野市告示第 96 号）による軽度・中度難聴児補聴器購入費助成事業に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
9 教育委員会	嬉野市奨学資金貸与条例（平成 18 年嬉野市条例第 81 号）による奨学資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの

1 0 教育委員会	嬉野市就学援助要綱（平成 1 8 年嬉野市教育委員会告示第 5 号）による援助費の支給等に関する事務であって規則で定めるもの
1 1 教育委員会	嬉野市特別支援教育就学奨励費交付要綱（平成 2 7 年嬉野市教育委員会告示第 1 号）による特別支援教育就学奨励費の支給等に関する事務であって規則で定めるもの
1 2 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 4 条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	嬉野市子育て支援医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 7 条第 4 号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）、船員保険法（昭和 1 4 年法律第 7 3 号）、私立学校教職員共済法（昭和 2 8 年法律第 2 4 5 号）、国家公務員共済組合法（昭和 3 3 年法律第 1 2 8 号）、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）、地方公務員等共済組合法（昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号）

		又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		嬉野市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「ひとり親家庭等医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		嬉野市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「重度心身障害者医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	嬉野市ひとり親家庭等医療	住民票関係情報であって規則で定める

	費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	もの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		嬉野市子育て支援医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「子育て支援医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
3 市長	嬉野市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの

		るもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		ひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		子育て支援医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和 3 5 年法律第 3 7 号）による知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
4	市長	住民票関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護法に準じ、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施している外国人の	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要す	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

る費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	ひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
	重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
	子育て支援医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
	障害者関係情報であって規則で定めるもの
	障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの
	児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの
	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。)の管

		理に関する情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
5 市長	嬉野市福祉タクシー事業実施要綱による重度心身障がい者に対する福祉タクシー料金の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
6 市長	嬉野市重度障がい者等紙おむつ購入費助成事業実施要綱による重度障がい者等紙おむつ助成事業に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
7 市長	嬉野市軽度・中度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱による軽度・中度難聴児補聴器購入費助成事業に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
8 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金	住民票関係情報であって規則で定めるもの

	の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		ひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		子育て支援医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		公営住宅法による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）の管理に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
9 市長	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
10 市長	児童手当法による児童手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
11 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による	ひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの

	子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	子育て支援医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		児童手当関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
1 2 市長	児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴取に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 3 9 年法律第 1 3 4 号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
1 3 市長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの

	であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
1 4 市長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
1 5 市長	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
1 6 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定める者
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
17 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
18 市長	予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
19 市長	健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの

		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
20 市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
21 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

別表第3中「

3 教育委員会	嬉野市奨学資金貸与条例による奨学金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの
4 教育委員会	嬉野市就学援助要綱による就学援助費の支給等に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの

			生活保護関係情報であ って規則で定めるもの
			児童扶養手当関係情報 であって規則で定める もの
5 教育委員会	嬉野市特別支援教育就学 奨励費補助金交付要綱に よる特別支援教育就学奨 励費の支給等に関する事 務であって規則で定める もの	市長	住民票関係情報であっ て規則で定めるもの

」を「

3 教育委員会	嬉野市奨学資金貸与条例 による奨学資金の貸与に 関する事務であって規則 で定めるもの	市長	住民票関係情報であっ て規則で定めるもの
			地方税関係情報であっ て規則で定めるもの
			住登外者宛名情報であ って規則で定めるもの
4 教育委員会	嬉野市就学援助要綱によ る援助費の支給等に関す る事務であって規則で定 めるもの	市長	住民票関係情報であっ て規則で定めるもの
			地方税関係情報であっ て規則で定めるもの
			生活保護関係情報であ って規則で定めるもの
			児童扶養手当関係情報 であって規則で定める もの
5 教育委員会	嬉野市特別支援教育就学	市長	住登外者宛名情報であ って規則で定めるもの
			住民票関係情報であっ

	奨励費交付要綱による特別支援教育就学奨励費の支給等に関する事務であって規則で定めるもの		て規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
6 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 1 月 1 日から施行する。

議案第 4 7 号

嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 1 8 年嬉野市条例第 3 4 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 号）の施行に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年嬉野市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第24条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第24条の2 任命権者は、嬉野市職員の育児休業等に関する条例（平成18年嬉野市条例第35号）第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2） 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

（3） 嬉野市職員の育児休業等に関する条例第21条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2） 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

（3） 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

第27条の3の見出し中「職員」を「職員等」に改め、同条第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改める。

第29条中「第12条から前条までに規定するもののほか、休暇に係る手続その他の休暇」を「この条例の施行」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 任命権者が、この条例の施行の日前において、この条例による改正後の嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第24条の2第2項に規定する規則で定める期間内に、同項各号に掲げる措置に相当する措置を講じているときは、その講じられた措置は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第 4 8 号

嬉野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市職員の育児休業等に関する条例（平成 1 8 年嬉野市条例第 3 5 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 号）の施行に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

嬉野市職員の育児休業等に関する条例（平成１８年嬉野市条例第３５号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第２条第１項、第３条第２項、第５条第２項、第７条、第８条、第１０条第１項及び第２項、第１４条、第１７条、並びに第１９条第１項及び第２項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、」を「に基づく」に改める。

第３条第６号中「第２条の４」を「前条」に改める。

第１７条第２号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く」を「を除く。次条において同じ」に改める。

第１８条の見出し中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条第１項中「部分休業（育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第８条第１項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりににおいて」を「育児休業法第１９条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第２項中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条第３項中「部分休業」を「第１号部分休業」に、「育児時間又は介護時間」を「育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）第６１条の２第２０項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）」に、「当該介護時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲で」を「当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で」に改める。

第１８条の次に次の４条を加える。

（第２号部分休業の承認）

第１８条の２ 育児休業法第１９条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。

（１） １回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合で

あって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数
(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第19条第1項中「職員（会計年度任用職員を除く。）が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加え、同条第2項を削る。

第20条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第20条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の嬉野市職員の

育児休業等に関する条例の規定は、令和 7 年 1 0 月 1 日から適用する。

(経過措置)

第 2 条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）第 1 9 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の嬉野市職員の育児休業等に関する条例第 1 8 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「7 7 時間 3 0 分」とあるのは「3 8 時間 4 5 分」と、同条第 2 号中「1 0」とあるのは「5」とする。

議案第 49 号

嬉野市都市計画マスタープラン・緑の基本計画策定委員会条例及び嬉野市立地適正化計画策定委員会条例の一部を改正する条例について

嬉野市都市計画マスタープラン・緑の基本計画策定委員会条例（平成 25 年嬉野市条例第 34 号）及び嬉野市立地適正化計画策定委員会条例（平成 29 年嬉野市条例第 3 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 7 年 8 月 29 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野市都市計画マスタープラン・緑の基本計画及び立地適正化計画の改定を行うため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市都市計画マスタープラン・緑の基本計画策定委員会条例及び嬉
野市立地適正化計画策定委員会条例の一部を改正する条例

(嬉野市都市計画マスタープラン・緑の基本計画策定委員会条例の一部改正)

第1条 嬉野市都市計画マスタープラン・緑の基本計画策定委員会条例（平成25
年嬉野市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「を策定する」を「の策定（改定を含む。）をする」に改める。

第2条第1号中「策定」の次に「（改定を含む。）」を加える。

第4条中「都市計画マスタープラン及び緑の基本計画の策定が完了した日」を
「委嘱し、又は任命した日から第2条に規定する所掌事務が終了する」に改め、
「まで」の次に「の期間」を加える。

第7条第1項中「置く」の次に「ことができる」を加える。

(嬉野市立地適正化計画策定委員会条例の一部改正)

第2条 嬉野市立地適正化計画策定委員会条例（平成29年嬉野市条例第3号）の
一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削り、「等」を「（改定を含む。）」に
改める。

第2条中「法第81条第1項の規定に基づき立地適正化計画を策定するに当た
り研究及び検討を行い、その結果を市長に報告する」を「次に掲げる事項につい
て検討を行う」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 立地適正化計画の策定（改定を含む。）に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

第3条中「市民、学識経験者等のうちから市長が委嘱する」を削り、同条に次
の1項を加える。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 市民

(2) 公共的団体を代表する者

(3) 佐賀県職員

(4) 市職員

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

第4条中「平成30年3月」を「委嘱し、又は任命した日から第2条に規定す
る所掌事務が終了する」に改め、「まで」の次に「の期間」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 0 号

令和 7 年度 嬉野市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度嬉野市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 0 9 , 3 0 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 1 , 2 6 1 , 4 1 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

嬉野市長 村上 大祐

歳 入 歳 出 予 算 補 正

第1表（歳 入）

（単位：千円）

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 市税		2,800,245	23,888	2,824,133
	5 入湯税	69,913	23,888	93,801
2 地方譲与税		120,900	2,161	123,061
	3 森林環境譲与税	28,900	2,161	31,061
10 地方特例交付金		20,001	△1,156	18,845
	1 地方特例交付金	20,001	△1,156	18,845
11 地方交付税		4,700,000	57,905	4,757,905
	1 地方交付税	4,700,000	57,905	4,757,905
15 国庫支出金		3,207,953	71,203	3,279,156
	1 国庫負担金	2,427,749	200	2,427,949
	2 国庫補助金	646,773	82,103	728,876
	3 委託金	133,431	△11,100	122,331
16 県支出金		1,506,809	665	1,507,474
	1 県負担金	889,473	50	889,523
	2 県補助金	544,735	570	545,305
	3 委託金	72,601	45	72,646
19 繰入金		3,300,785	△48,296	3,252,489
	2 基金繰入金	3,296,558	△48,296	3,248,262
21 諸収入		580,839	2,837	583,676
	5 雑入	349,856	2,837	352,693
22 市債		1,631,800	100	1,631,900
	1 市債	1,631,800	100	1,631,900
歳 入	合 計	21,152,110	109,307	21,261,417

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		6,437,455	△1,292	6,436,163
	1 総務管理費	6,021,553	△1,292	6,020,261
3 民生費		6,503,130	81,320	6,584,450
	1 社会福祉費	3,085,840	81,220	3,167,060
	2 児童福祉費	2,838,805	100	2,838,905
4 衛生費		1,412,247	560	1,412,807
	1 保健衛生費	407,905	560	408,465
6 農林水産業費		918,380	7,234	925,614
	1 農業費	804,490	4,270	808,760
	2 林業費	113,680	2,964	116,644
7 商工費		479,728	13,212	492,940
	1 商工費	479,728	13,212	492,940
9 消防費		672,582	7,323	679,905
	1 消防費	672,582	7,323	679,905
10 教育費		1,764,155	450	1,764,605
	4 社会教育費	271,804	200	272,004
	5 保健体育費	432,322	250	432,572
11 災害復旧費		317,890	500	318,390
	1 農林水産施設災害復旧費	17,085	500	17,585
歳 出	合 計	21,152,110	109,307	21,261,417

第 2 表 地 方 債 補 正

(変更)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
学 校 施 設 バ リ ア フ リ ー 化 改 修 事 業	千円 37,600	普通貸借又は 証 券 発 行	3. 0 %以内 (ただし、利率見直し方式で借り 入れる政府資金及び地方公共団体 金融機構資金について、利率見直 しを行った後においては、当該見 直し後の利率)	政府資金については、その融資 条件により、銀行その他の場合 にはその債権者と協定するもの による。ただし、市財政の都合 により据置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還もしくは 低利に借換えすることができ る。	千円 37,900	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
学校施設空調設備整備事業	104,000	〃	〃	〃	103,800	〃	〃	〃

令和 7 年度 嬉野市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度嬉野市下水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入				
（ 科 目 ）		（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
		千円	千円	千円
第 1 款	下 水 道 事 業 収 益	8 5 4 , 2 8 0	3 6 4	8 5 4 , 6 4 4
第 2 項	営 業 外 収 益	5 8 9 , 5 2 7	3 6 4	5 8 9 , 8 9 1
支 出				
（ 科 目 ）		（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
		千円	千円	千円
第 1 款	下 水 道 事 業 費 用	8 3 5 , 8 5 1	4 , 0 0 0	8 3 9 , 8 5 1
第 1 項	営 業 費 用	7 5 2 , 9 3 9	4 , 0 0 0	7 5 6 , 9 3 9

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

嬉野市長 村 上 大 祐

議案第 5 2 号

令和 6 年度嬉野市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度嬉野市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

嬉野市長 村上 大祐

議案第 5 3 号

令和 6 年度嬉野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度嬉野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

嬉野市長 村上 大祐

議案第 5 4 号

令和 6 年度嬉野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度嬉野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

嬉野市長 村上 大祐

議案第 5 5 号

令和 6 年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業
費特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6
年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計歳入歳出
決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

嬉野市長 村上 大祐

議案第 5 6 号

令和 6 年度嬉野市下水道事業会計決算の認定及び利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 6 年度嬉野市下水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するとともに、同法第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 6 年度嬉野市下水道事業会計利益剰余金の処分について、議会の議決を求める。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

嬉野市長 村上 大祐

議案第 57 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 取得する財産 嬉野学校給食センター真空冷却機
- 2 取得の方法 指名競争入札
- 3 取得金額 21,890,000円
- 4 取得の相手方
所在地 福岡市博多区博多駅南5丁目9番24号
氏 名 株式会社中西製作所 九州支店
支店長 小谷 雅人

令和7年8月29日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び嬉野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第48号）第3条の規定により、議会の議決が必要である。